

○議長（関口昌一君） これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

学校教育法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君） 御異議ないと認めます。
松本洋平文部科学大臣。

〔国務大臣松本洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本洋平君） 学校教育法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において使用しなければならないこととされている教科書用図書は、紙媒体が前提とされており、児童生徒の教育の充実を図るため、紙媒体のみならず、電磁的記録を含み得るものとして、新たに教科書を位置付け、その使用を可能とするともに、発行及び無償措置に関する規定を整備する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において使用しなければならない教科用図

書について、紙媒体が前提とされている教科用図書という用語を改め、電磁的記録を含み得るよう、新たに教科書ということとしております。

第二に、電磁的記録を含む教科書の発行に対応するため、教科書の発行義務等について必要な措置を講ずることとしております。

第三に、義務教育諸学校において使用される電磁的記録を含む教科書等を無償措置の対象とするとともに、そのために必要な事項を定めることとしております。

第四に、電磁的記録を含む教科書の発行及び使用等に伴う必要限度で、教科書に掲載された音楽や動画を含む著作物の利用を、権利者の許諾なく可能とする等の措置を講ずることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の概要、法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（関口昌一君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古賀千景君。

〔古賀千景君登壇、拍手〕

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。私は、会派を代表し、学校教育法等の一部を改

正する法律案について質問いたします。

本法律案は、これまで紙のみであった教科書について、デジタル的形態も認めるというものです。この大きな変革が、単なるデジタル化を目的としたものではなく、真に子供たちの学びの充実につながるものとなるよう、以下、質問いたします。

今まで学校現場は、紙の教科書に線を引いたり、書き込んだりしながら学習を進めてきました。今、GIGAスクール構想により、公立小中学校における一人一台端末の整備が完了し、子供たちは端末を持ち、学習するという時代となりました。これからの時代、ICTを使いこなさなければなかなか社会に付いていけない、そんな時代になるでしょう。しかし、紙の教科書の良さもあります。

現在、どれくらいの学校でデジタル教科書が導入されているのか、また、紙の教科書とデジタル教科書のメリットやデメリット、それを踏まえた上での法改正の必要性を端的にお示しください。松本文部科学大臣の認識と今後の対応について伺います。

本法律案が改正された後には、教科書の形態は、一、紙のみ、二、紙とデジタルのハイブリッド、三、完全デジタルからの選択となっていくます。紙とデジタルのハイブリッドを選んだ場合は、全ての単元を網羅した紙の教科書が来るのか、単元ごとに紙とハイブリッドに分かれるのか、文科

大臣、お示しください。

国が定める学習指導要領の範囲内で、各学校が教育目標を達成するために、どのような授業科目を開設し、どのような内容、順序で教育を行うかを計画、決定する権限、カリキュラムの編成権が各学校の校長にあります。

教科書会社の選択は各自自治体で行うこととなると思いますが、教科書の形態選択、例えば学年や教科等も自治体がするのですか。また、教科の中でも全ての単元を使用するのかわいかは、カリキュラム編成権もあり、学校や担任の裁量で行われるべきだと考えますが、いかがでしょう。文部科学大臣に伺います。

衆議院での審議で文科大臣は、全てがデジタルの教科書について、小学校四年生以下では認めるべきではなく、教科についても当面は国語や社会、道徳などは認めるべきではないと考えている旨を述べられています。

学校現場からの声を聞くと、国語の物語や詩の朗読は、声優等のプロの範読を聞かせると子供たちの作品への引き込まれ方が全然違うという声があります。

政府は、教科書について、紙又はデジタルの活用が期待される学習場面や教科、学年等について検討し、デジタルな形態を含む教科書の発行、採択等の指針を策定するとしており、現在、検討会

議が行われていると承知しています。

この検討会議で議論が行われている中、デジタルな形態の教科書に関し、特定の学年や教科の扱いについて言及した理由を文部科学大臣に伺います。また、全てがデジタル教科書について、小学校四年生以下や国語、社会、道徳などで認めるべきではないと考える根拠もお示しください。

今回の法改正で、教科用図書に代えて、教科用図書代替教材を使用する制度が廃止されます。学校には、障害のある子供たちや日本語を母国語としない子供たちなど、多様な子供たちが学んでいます。その子供たちの実態に応じて、他学年の教科書を使用しながら学習することも学校現場ではよくあります。

このように他学年の教科書を使用しながら学習することは、法改正後も可能でしょうか。文科大臣、伺います。

デジタルな形態の教科書を授業で活用するのは教職員です。今後もずっと使われていくことを想定すれば、教職員のスキルを高めていくことは必須です。しかし、教職課程を置く国公立大学を対象とした調査によれば、デジタル教科書の使い方を見せている大学は三割に満たず、タブレット端末を学生へ配付し、利用させている大学は一割半程度とのことです。また、そもそも大学教職員や学生がデジタル教科書を活用することについて

は、利用条件や費用など多くの課題があることが指摘されています。

学校現場でのデジタル化が進む一方で、教員養成課程において学生がデジタル教科書や端末の使い方、活用の仕方を十分に学ぶことができず、教育実習や卒業後の就職した学校現場で初めてデジタル教科書や端末に触れるといった事態は、新任の教職員の不安や負担につながるだけではなく、教職員の育成を現場に頼るという意味で学校現場の負担にもなります。

教員養成課程において、学生がデジタル教科書や端末に触れ、これらを活用した指導方法を学ぶことが必要です。教員養成課程におけるデジタル教科書や端末の使用、活用について、その現状と課題、課題解決に向けた方策を文科大臣に伺います。

デジタルな形態の教科書を先進的に使っていた欧米諸国で、紙の教科書に戻す動きがあると伺っています。姿勢や視力など、子供たちの健康に影響があるのではないかと、また、子供たちの集中力や学力の低下等、知識の定着等への課題が大きいのではないかと等の懸念によるものと伺っています。

子供の健康面への課題、また知識の定着等への課題について、今後も調査、分析を行い、医学的知見に基づくフィードバックを行う必要があると思います。文科大臣の見解を伺います。

子供たちが使っている端末は全国一様ではなく、OS、メモリ、ハードディスク等の容量がスペックが違います。デジタルな形態の教科書選択の際、端末のスペックにより、順応したものを選ばざるを得ない等の課題は生じませんか。そのことで教科書選択の多様性が損なわれることはありませんか。文科大臣に伺います。

紙の教科書では何年も形として残っています。自分が学んでいて分からない内容が出てきたときは、前の学年の学習内容を教科書で学び直しができました。私も英語が苦手だったので、中三の受験時、中一のときの教科書を開き、必死に復習したことを覚えています。復習するときにその当時の自分の思考等も思い出し、学びにつながっていました。

子供たちが学習でつまづいたとき、自分でその解決法を考え出すことはとても大切で、それが紙の教科書では安易にできます。今回のデジタルな形態の教科書は、このように前の学年に遡って学習内容を振り返ることができるのか、文科大臣、お答えください。

子供たちは一人一台端末で日々学習を行っています。ですが、まだまだWi-Fi環境は十分とは言えません。四月に中三と小六で行われた全国学力・学習状況調査の際も、Wi-Fi環境を心配し、多くの学校で他学年は端末での授業をしないようにと

いう規制を掛けています。教職員は子供たちに豊かな学びをと日々教材研究をしています。端末が動かない等のアクシデントが起きると、たちまち子供たちの集中力は切れ、学習に身が入らなくなります。再び集中させるのは大変です。

また、今回は教科書となるので、家庭に持ち帰ることも考えられます。子供たちの家庭でのWi-Fi環境は学校以上に様々です。子供たちの家庭ではWi-Fi環境、一人一台端末が導入された際には、Wi-Fiルーターを貸し出すなど自治体での支援がなされました。学校、そして家庭のICTインフラの格差は正に向けて、条件整備が必要だと考えます。

学校や家庭のICTインフラの格差は正に向けて文科省は今後どのように取り組んでいくおつもりと考えていらっしゃるか、文科大臣、お示しください。

学校には、ICT支援員が四校に一人配置されることとなっています。現場からは、四校に一人じゃ到底足りないという声が聞こえています。財政状況が厳しい自治体もあり、支援員を増やしても、増員できないのが実態です。デジタル的な形態の教科書導入となる自治体でも様々な経費が必要となります。

自治体財政により、教科書採択や教職員用の教科書や教材の整備、スタッフ職の配置拡充など、

格差が生じることも予想されます。ICT支援員をもっと増員すべきだと考えますが、文科大臣、いかがでしょう。

教科書は、使用義務があるものの、あくまでも指導の材料であり、学習指導要領に基づく具体的な指導の在り方は、学校や教職員の裁量による多様な創意工夫が前提とされています。いわゆる教科書で教える教科書観です。

例えば、掛け算の学習の際、多くの教科書は二や五の段の学習から入ります。しかし、私は、先輩の教職員から七の段からの学習を勧められました。掛け算は九九を覚えればいいわけではありません。掛け算の意味を理解せねばなりません。おはじきを並べたり、七個ずつ丸で囲んだり、七ずつ足し算をしながら掛け算の便利さも学習していきます。一番苦労する七の段を乗り越え、ほかの段はスムーズに理解することができます。

しかし、現場では、教科書の内容を網羅的に教えないてはならないという、教科書を教える教科書観が依然として根強いことが指摘されています。教科書の内容や分量が余りにも多く、学校現場で負担が生じています。また、高校入試を背景とする保護者の懸念や要望等が、教科書の内容を網羅的に教えないてはならないという認識を強めているとの指摘もあります。教科書で教える環境が整っていないのです。

教科書の分量や教材との役割分担の検討、関係者の意識改革など、教職員が教科書で教える環境の整備が急務です。現在の教科書の分量や教科書観に対する文科大臣の見解と今後の取組について伺います。

より良い教育の実現に向け、授業の質が教職員の指導力に懸かっていることは言うまでもありません。本法律案により導入されるデジタルな形態の教科書をうまく活用できるかは、教職員の指導力向上が鍵になるでしょう。しかし、今、教職員が高い指導力を発揮できる環境が整っていると言えるでしょうか。

文科省が本年三月に公表した実態調査では、令和七年五月現在、全国の公立学校で三千八百二十七人の教職員不足が発生していることが明らかとなりました。前回の調査から悪化しているほか、現場の声を踏まえれば、より深刻であると考えます。

教職員が不足すれば、不足した教職員分の授業を掛け持ちするなど、ただでさえ多忙な教職員がますます疲弊します。こうした状況の中で、果たして新たな形態の教科書の研究や授業準備を十分に行うことができるでしょうか。教職員の疲弊は子供たちへの教育の質の低下に直結します。

文科省は新たな形態の教科書に関し研修の充実などを進めると説明していますが、そもそも教職

員に研修を受ける時間がないのが現実です。導入することによって、設定作業や管理業務など、学校現場の業務負担が増えることは容易に想像できます。このような業務が勤務時間内で終わるとは到底思いません。設定作業や管理業務、導入に伴う研修を勤務時間内に終わらせるには、業務を削減する必要があります。

導入に関して業務負担が増えることについての認識を、そして、どのようにして教職員の業務を削減しようと考えているのかを文科大臣に伺います。

一人一人の教職員が新たな形態の教科書を十分に活用し、子供たちや地域の実情に応じた質の高い教育を行うためにも、教職員不足の解消に真っ先に取り組むべきです。

子供のいじめ、不登校、自死は過去最高レベルに達しています。このことは、子供たちからのSOSです。先生、助けて。しかし、その声を聞く余裕が教職員にはない。聞かないのではなく、聞く余裕がないのです。このような状態では、デジタル教科書を導入して教育の質の向上を目指しても、子供にしっかりと寄り添うことはできません。子供の心に触れることはできません。

最後に、教職員不足が子供たちへの教育に及ぼす影響と、教職員不足の要因解消に向けた取組について文科大臣に伺い、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣松本洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本洋平君） 古賀議員にお答えいたします。

まず、デジタル教科書の現状と法改正の必要性、改正後の対応についてお尋ねがありました。

現行の教科書代替のデジタル教科書は、令和八年度は約一〇〇%の小中学校等に英語を、約五五%の小中学校等に算数、数学を提供しております。

一覧性の高さやじっくり読む活動に適している紙の利点がある一方、デジタルには動画、音声等による説明も可能といった利点があることを踏まえ、今回の法改正は、英語のネイティブ音声や理科の実験動画など、デジタルの特性を生かしたコンテンツを教科書の一部とするともに、検定の対象として質の担保を図るものであります。

文部科学省として、法改正後には、新たな教科書に係る大臣指針や検定基準の策定等を進めてまいります。

次に、紙とデジタルのハイブリッド教科書についてお尋ねがありました。

本改正において想定している紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書につきましては、紙とデジタルの両方で教科書の全内容をそれぞれ製作するものではなく、例えば、紙の部分に記述された

内容に関して、英語のネイティブ音声や理科の実験動画など理解促進のためのデジタルコンテンツを組み合わせて一つの教科書として構成したり、単元の一部を児童生徒に分かりやすくデジタルで構成することなどを想定しております。

次に、教科書の形態の選択と教科書を使用した指導についてお尋ねがありました。

今回の制度改革により、教科書採択に係る権限が変更されるものではありません。したがって、各教科書発行者においてデジタルも取り入れて作成された教科書の中から、これまでと同様、教育委員会等の採択権者において、種目ごとに一つの教科書を採択いただくことになります。

各学校においては、今後とも、採択された教科書を使用して、創意工夫の上で授業に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、全てがデジタルの教科書の使用を認める学年や教科についてお尋ねがありました。

全てがデジタルの教科書に関しては、取り扱う学年や教科の扱いについて答弁したのは、一律に全てがデジタルの教科書に切り替わるのではないかという声もお聞きする中で、中教審でのヒアリングや有識者会議におけるこれまでの御意見などを踏まえ、現時点での考えとして述べたものであります。

次に、他学年の教科書の使用についてお尋ねが

ありました。

教科書は教科の主たる教材であり、一般的には各学年の教育課程に応じた教科書が使用されることとなります。

他方で、御指摘のように、特別の教育課程を編成するなど学籍学年とは異なる学年の内容を取り扱う場合は、その教育課程に応じた教科書が使用されているところであり、このような教科書の使用は法改正後も可能であります。

次に、教員養成課程におけるデジタル教科書の使用、活用についてお尋ねがありました。

教員養成段階でデジタルな形態を含む新たな教科書を含めたICTを活用した指導の方法をしっかりと学ぶことは重要と考えております。このため、教職課程においては情報通信技術の活用を位置付けておりますが、現行の教科書代替のデジタル教科書を実際に活用しての取組は必ずしも十分ではない、そのように認識をしております。

今後、今回の制度改革による新たな教科書の導入も念頭に置いて、大学の教員養成課程の中で新たな教科書を活用した学びがしっかりと行われるよう、関係者とも必要な意見交換や連携を行ってまいります。

次に、健康面や知識の定着等についてお尋ねがありました。

諸外国では、日本と同様の教科書の使用義務や

検定制度がない国も多く、一様に比較できるものではありませんが、健康面への配慮や学習効果の把握等は重要と認識をしております。

制度改革後のデジタルな形態を含む教科書の導入に当たっては、改めて医学的な知見も含めた健康上の留意点を大臣指針で定めるとともに、実証研究を通じて授業理解や主体的な学び等との関係も分析してまいります。

次に、端末のスペックと教科書の採択の関係についてお尋ねがありました。

児童生徒が学習に使用する一人一台端末のスペックについては、文部科学省において最低スペック基準を定めており、同基準を満たすことが国費補助の要件となっております。

デジタルな形態を含む教科書の標準仕様を策定するに当たっては、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末上で円滑に動作すること要件とすることを想定しており、端末の違いにより採択できる教科書の種類に制約が生じるということがないよう留意をしております。

次に、前の学年のデジタル教科書の使用についてお尋ねがありました。

中教審の審議まとめでは、教科書のデジタル部分のライセンス期間は、多様な教育課程にも対応できるよう、教科書の使用学年を超えての使用も可能とする観点から、少なくとも、義務教育段階

では三年以上、高等学校段階では四年以上とすることが望ましいとされております。本法案をお認めいただければ、今後、審議まともも踏まえ、省令で具体的な期間を定めていくこととしております。

また、子供たちが家庭等でライセンス期間終了後も振り返り、復習等に活用できるよう、必要な部分についてはダウンロード、印刷することも可能としたいと考えており、今後、デジタルな形態を含む新たな教科書についての標準仕様の中でその取扱いを検討してまいります。

次に、学校や家庭でのICTインフラの格差是正に向けた文部科学省の今後の取組についてお尋ねがありました。

一人一台端末を活用した子供たちの学びを充実するためには、学校や家庭においてICT環境を整えていくことが重要です。このため、国においては、学校のICT整備計画に基づき、必要な経費に係る所要の地方財政措置を講じるなど、通信環境を始めとする学校のICT環境の整備を支援しております。また、家庭のICT環境の差によって学習の機会が損なわれることのないよう、学校教育に係る家庭における通信費に対し、義務教育段階における就学援助等によって支援を行っているところであります。

文部科学省として、引き続き、格差が生じるこ

となく学びの充実が図られるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

次に、ICT支援員についてお尋ねがありました。

ICT支援員につきましては、学校のICT環境整備三か年計画において、ICT環境の円滑な整備のために最低限必要な基準として四校に一人配置することを示しており、この計画に基づき所要の地方財政措置が講じられております。令和六年度にICT支援員の配置状況は全国平均で四・五校に一人にとどまっていますが、実際の配置においては、一人が複数校を兼ねて支援している地域もあれば、一校に一人配置して支援している地域もあると承知しております。

文部科学省としては、ICT環境の充実に向けて、自治体や学校の実情も踏まえつつ、まずは全体として四校に一人の配置が満たされるよう促してまいります。

次に、教科書の分量、教科書観についてお尋ねがありました。

中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた議論において、現在の教科書は内容が充実し分量が増加した一方、網羅的に指導すべきとの考えが根強く存在し、教師に負担や負担感を生んでいるとの指摘がある中で、教科書の内容は教科等の中核的な概念をつかみやすいものに精選する必

要があること、教科書を教えるから教科書で教えるへの転換が求められるとの方向性が示されております。こうした考え方の下、引き続き、中央教育審議会や教科書検定審議会において、教科書の在り方について検討を行ってまいります。

次に、新たな教科書の導入に伴う教職員の業務負担についてお尋ねがありました。

今後、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に当たり、アカウント管理等の負担を軽減することは重要と考えております。

文部科学省においては、これまでアカウント登録に係るフォーマットの統一等の取組を進めてきましたが、今後さらに、複数のビューアーへのアカウントの一括登録についても検討してまいります。また、教師に過度な負担を掛けずにデジタルを含む教科書を活用していただけるよう、実践事例集やオンライン研修等で使用していただけるような研修動画などを充実してまいります。

次に、教師不足についてお尋ねがありました。教師不足は、適切な指導体制の確保等の観点から、特に解決すべき課題と考えております。教師不足の要因は地域によって様々ですが、年齢構成に起因する大量の定年退職や特別支援学級の増加、採用者数の拡大に伴い、臨時講師のなり手でもある既卒受験者層の正規職員としての採用の進展などを背景に、臨時講師を含む教師の需要に対して

なり手の確保が追い付いていない状況だと考えております。

文部科学省としては、学校における働き方改革など、教師が働きがいと働きやすさを共に実感できる環境整備等と併せ、専門性を持つ社会人等、多様な分野からの入職などを促進しているところであります。

教師不足対策は文部科学行政の最重要課題であると考えており、特に状況が厳しい自治体に対する伴走支援等も含め、課題の解決に全力で取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君） 水野孝一君。

〔水野孝一君登壇、拍手〕

○水野孝一君 国民民主党・新緑風会の水野孝一です。

ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

我が国は、人口減少、少子高齢化、生成AIの急速な進展という社会構造の変化の中にあります。資源に乏しい日本にとって、最後まで残る競争力は人と技術です。だからこそ、人づくりは国づくりであり、教育、科学技術、人材育成への投資こそが停滞する日本の成長スイッチそのものであると国民民主党は考えています。

今回のデジタル教科書導入は、単に紙を画面に置き換える話ではありません。AI時代に向けて、公教育をどう再設計するのかという国家戦略の根幹を問うものです。デジタル教科書の導入を進めることは時代の要請に応えるものであり、学びの可能性を広げる一歩として評価いたします。しかし、目指す先の姿が十分に制度設計されているかについては、現場の視点、技術の特性を踏まえたとき、重要な課題を指摘せざるを得ません。

冒頭、プロ野球前監督をめぐる一連の報道に関連して伺います。

報道では、家族が生成AIに相談したことを契機に、児童相談所への相談、さらに警察対応に至ったとされています。生成AIが子供や若者の最初の相談先となる今、AIの回答を妄信し、思考がアルゴリズムに巻き取られてしまう危機感にどう向き合うのか。AIと現実社会のはざまにあつて、デジタルとリアルハイブリッドを教育政策とAI戦略の両面からどう考えるのか。文部科学大臣とAI戦略担当大臣の見解を伺います。

次に、AI時代における公教育の在り方について、小野田大臣に伺います。

AIが瞬時に答えを提示する現代、人間に求められるのは、あふれる情報を吟味し、問いを立て、他者と協働し、新たな価値をつくり出す力です。そうであるならば、今回の法改正を、明治以来、

今なお残る一斉、画一、暗記型の教育から、個別最適、協働、対話型へと転換する最大の契機にすべきだと考えます。

紙の教科書には、長年にわたり公教育を支えてきた確かな強みがあります。一方で、これからの時代に求められる公教育へと進化させるためには、デジタルやAIの強みを掛け合わせることが不可欠です。

世界では、教育を国家戦略として位置付け、AI時代を担う人材の育成を国家競争力の源泉とする動きが加速しています。AIを使うだけの国にとどまるのか、それとも世界で最もAIを開発し、活用する国へ転換できるのか。今回の学校教育法等の改正を契機として、AIの国家戦略と教育改革を今後どのように連動させていくべきと考えているのか。AI立国の司令塔である大臣の見解と戦略を伺います。

次に、文部科学大臣に伺います。

デジタル教科書の議論は、紙かデジタルかという手段の議論に終始しがちですが、本来問われるべきは、これからの公教育でどのような力を育て、そのために紙とデジタルをどう使い分け、どう最適に組み合わせるのかという教育設計です。

しかし今、紙とデジタルを掛け合わせたハイブリッドという言葉だけが先行し、その定義や目的が十分共有されているとは言えません。教育モデ